

第4章 計画の推進

1 地域における計画の実施

(1) 小学校区等を単位とする地域での取り組みの推進

社会福祉協議会の支部が設置され、また、地域活動の拠点である「ふれあいセンター」が整備されている地域の単位となる「小学校区」のエリアを目安に、狭い意味での「福祉」だけでなく、防犯や教育、あるいはまちづくりなども含めた地域活動を、それぞれの地域の実情と住民の意向に応じて地域住民が連携して展開する仕組みをつくります。

住民関係が希薄化する中で、「共助」をいかに展開していくかが地域社会づくりにとって極めて重要と考えられるため、現在行われている活動を整理しつつ、地域住民の要望などに応じて、その拡大を図ります。

【自助・共助・公助】

- 自助…地域住民一人ひとりの努力。さまざまな生活課題について、個人でできることは個人、または家庭で解決する。
- 共助…住民同士の相互扶助。さまざまな生活課題について、個人や家庭で解決できないときは、地域などがサポートして解決する。
- 公助…公的な制度の連携によって解決していこうとする取り組み。自助や共助で解決できない生活課題について、行政が問題解決に乗り出す。

(2) 実施体制のイメージ

本計画は以下のような実施体制に基づき、推進していきます。

(協議機関) 自治会支部、ふれあいのまちづくり委員会、老人クラブ、PTAや女性団体など、地域の関係団体からなる地域福祉推進のための協議会を形成。

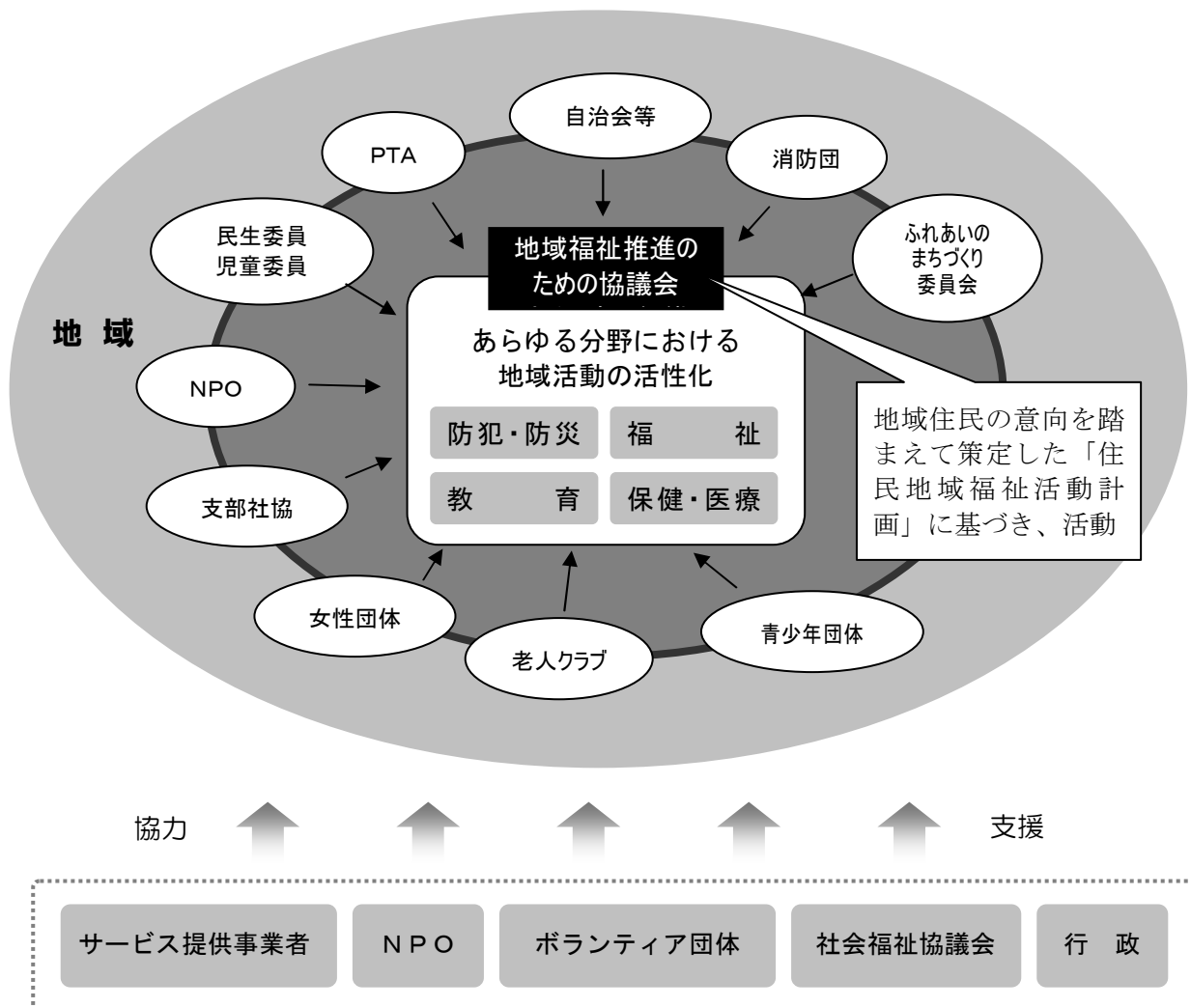
(拠点) 地域のふれあいセンターなど

(推進機関) 社会福祉協議会の支部に中心的な役割が期待されるが、地域の活動の特徴に応じて中心となる機関は弾力的に考えられる。

(推進計画) 支部社協の「住民地域福祉活動計画」を、より多くの地域住民の参画により策定し、進めていく。

(協力体制) 活動に応じて、NPO、関連事業者など専門的な知識・ノウハウを持つ関係機関・団体等の協力を求める。

■実施体制イメージ



2 計画推進のフォローアップ

(1) 庁内の推進体制

庁内の部局を越えて、全庁体制で計画の推進に取り組むために、副市長、関係部局長等の幹部職員で構成する「推進委員会」を設置し、関係部局の施策の連携や統合、総合計画や各種関連計画との調整、施策の進捗状況の確認を行います。

また、本計画を実務レベルで担当する課長・係長職員等で構成する「推進部会」を設置して、実施項目の業務内容の検討や情報交換、進行管理に伴う施策の進捗状況の把握、及び共有を行います。

(2) 市民会議の開催

本計画の策定において設置された「市民会議」を引き続き設置し、市民レベルでの本計画の推進を図ります。市民会議は、本計画策定を機会にできる限り市民主体で運営していく体制を取り、市は運営を支援するものとします。

(3) その他の連携

①社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、地域活動において市民や各種団体等との調整役として大きな役割を担うことが期待されており、行政においても社会福祉協議会との連携を強化し、協働により計画を推進していきます。

②ボランティア・NPO・事業者等との連携

本計画を実効性のあるものにするためには、市民をはじめボランティア・NPO・サービス提供事業者・民間企業などのさまざまな主体による自主的な取り組みと、協働による取り組みが重要です。

とりわけ、地域のニーズの把握や支え合い活動、支え合う人づくりなどについて、市民・ボランティア・NPOなどの多くの力を結集する必要があります。市民の多様な福祉ニーズや地域課題に対応できるよう、ボランティア・NPO・サービス提供事業者・民間企業などとの連携強化を図ります。

3 施策の体系

第1期計画の進捗を踏まえ、第2期計画の実効的な推進が図られるよう、基本方針に応じた各種施策の積極的な展開を図ります。

基本方針	施策		実施項目	
1 地域福祉活動に取り組み人づくり	1-1	福祉の理解・啓発活動の推進（心のバリアフリー）	1-1-1	地域・家庭・職場による福祉教育の推進
			1-1-2	学校での福祉教育の充実
			1-1-3	地域の障がい者・高齢者・児童等のふれあいによる理解の促進
	1-2	生きがい・健康づくりの推進	1-2-1	生涯学習活動の推進
			1-2-2	健康づくりの推進
			1-2-3	就労の支援
	1-3	ボランティア・市民活動団体への支援と人材養成	1-3-1	ボランティア・市民活動団体への支援
			1-3-2	ボランティア人材等の養成
	1-4	ボランティア・市民活動を活性化するための基盤整備	1-4-1	「市民活動センター」の運営
			1-4-2	ボランティアコーディネート機能の強化
			1-4-3	ボランティア情報の充実
			1-4-4	学校教育によるボランティア学習の推進
	2 地域の交流・支え合いの活性化	2-1	地域の福祉ニーズの把握	2-1-1
2-1-2				地域の福祉ニーズ把握のための体制とルールづくり
2-2		地域の活動拠点の整備・充実	2-2-1	「ふれあいセンター」の整備と活用の促進
			2-2-2	公共施設の活用
2-3		小地域活動の推進	2-3-1	地域の見守り・交流活動の促進
			2-3-2	支部社協の活動支援
2-4		災害時の救援・助け合い活動の仕組みづくり	2-4-1	災害時の要援護者支援ネットワークの構築
			2-4-2	災害に備えた環境の整備

基本方針	施策		実施項目	
3 福祉サービスの充実	3-1	福祉サービスの利用支援体制づくり	3-1-1	総合相談体制の構築
			3-1-2	福祉サービス利用者等の権利擁護
			3-1-3	ケアマネジメント体制の整備
	3-2	福祉サービスの質の確保・充実	3-2-1	福祉サービス評価の導入
			3-2-2	福祉サービス従事者の質の向上
			3-2-3	新規サービスの開発支援
	3-3	地域・福祉情報の提供の充実	3-3-1	市広報の充実
			3-3-2	情報の収集・発信体制の構築
	3-4	バリアフリーのまちづくり	3-4-1	「バリアフリー市民会議」（仮称）の設置
			3-4-2	公共施設・空間、住宅のバリアフリーの推進
			3-4-3	交通・移動のバリアフリーの推進
			3-4-4	情報提供・入手のバリアフリーの推進
4 団体活動の活性化	4-1	地域組織・各種団体の活動支援と連携の促進	4-1-1	地域組織・各種団体間の活動促進
			4-1-2	地域組織・各種団体間の連携促進
	4-2	自治会組織の基盤強化	4-2-1	自治会加入の促進
			4-2-2	自治会内の参加・交流・親睦活動の推進
	4-3	ボランティア・市民活動のネットワーク化	4-3-1	「ボランティア連絡会」の強化
			4-3-2	福祉のまちづくりをめざしたボランティアと市民活動団体間の連携

4 計画の評価と今後の展開

(1) 進捗状況と調査

①進捗状況の確認と報告

毎年「市民会議」と「推進委員会」及び「推進部会」の間で、実施計画の各項目の進捗状況を確認・報告し、実施内容や成果を把握します。

②調査の実施による効果測定

実施計画の各項目の進捗状況について、評価シート等を作成して的確に把握するなど、政策の実質的評価を行います。また、アンケート調査等を再度実施するなど、福祉に関する意識や活動の変化について比較・検証することで、数値的な評価も行います。

③評価手法及び評価項目の検討

進捗状況のチェックやアンケート調査による評価などを活用しながら、本計画の総合的な評価を行うために、各分野についての評価手法及び評価項目の設定にかかる検討を行います。

(2) 計画の見直し

本計画は、平成 25～26 年度の 2 か年にかけて見直し、平成 27～31 年度の第 3 期計画を策定するものとします。

(3) 条例化の検討

本市の福祉政策を推進するために、理念及び目標、基本的な取り組み、市民活動等の支援、推進体制などの基本条項を定める「福祉のまちづくり条例」制定のための調査・検討を行います。